

鳴門市分別収集計画

令和4年6月

鳴 門 市

鳴門市分別収集計画

令和4年6月

1. 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では、平成20年3月に老朽化の進んでいた旧衛生センターからクリーンセンターへ移り、それに伴い処理できるごみの品目や処理体系等を変更した。

今後も循環型社会形成を目指して推進してきた政策を今後も継続していく。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び鳴門市における容器包装廃棄物の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の4Rを推進するとともに、廃棄物の減量や資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 計画の基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生・排出を抑制し、リサイクルを基本としたごみ処理体系を構築することにより、最終処分量を出来る限り抑えたごみの少ない社会づくりをめざす。
- (2) 市民・事業者・行政等全ての関係者が一体となって、ソフト・ハード両面にわたり環境への負荷を配慮した快適な地域社会の実現を目指す。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、無色のびん、茶色のびん、

その他の色のびん、ダンボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 . 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	2,427t	2,432t	2,423t	2,418t	2,413t

6 . 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者及び行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- (1) 廃棄物減量等推進審議会による容器包装廃棄物の排出抑制・リサイクルの促進
廃棄物減量等推進審議会（平成5年7月発足）には、容器包装廃棄物の排出抑制・リサイクルを進めていくための方策について審議する。

※ 審議会委員定数 13人（学識経験者、市職員などから構成）

- (2) 容器包装廃棄物の排出抑制・リサイクルのための啓発・PR活動

本市広報「広報なると」、テレビ鳴門等で、排出抑制やリサイクルについて市民の周知を図るとともに、分別方法など具体的なルール徹底を図る。

また、「生涯学習まちづくり出前講座」等、各地域での住民会・勉強会を活用し、容器包装廃棄物の排出ルールなどの周知徹底に努める。

オリジナルマイバッグの作成等マイバッグ運動を推進し、レジ袋の利用削減を図る。

7. 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別区分は次表のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主として鋼製の容器		スチール缶
主としてアルミニウム製の容器		アルミ缶
主としてガラス製の容器包装	無色のガラス容器	びん（透明）
	茶色のガラス容器	びん（茶）
	その他の色のガラス容器	びん（その他）
主としてダンボール製の容器		ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		雑がみ
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		その他のプラ製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
（法第8条第2項第4号）

別紙参照のこと

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 鳴門市一般廃棄物処理基本計画予測値×直近年度の分別基準適合物等の収集実績割合

※令和3年度実績値の割合をもとに、平成30年3月に策定した鳴門市一般廃棄物処理基本計画の予測値から算出

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	保管段階
缶	スチール	飲料用缶	市による分別収集	市
	アルミ	スチール缶・アルミ缶	各地域での集団回収	業者
びん	無色透明ガラス	びん（透明）	市による拠点回収	市
	茶ガラス	びん（茶）		
	その他ガラス	びん（その他）		
紙	ダンボール	ダンボール	各地域での集団回収	業者
	その他の紙	雑がみ	各地域での集団回収	業者
プラス	ペットボトル	ペットボトル	市による拠点回収	市
チック	その他のプラスチック	プラ製容器包装	市による分別収集	市

容器包装廃棄物の分別収集は、原則として本法に則って平成9年度に開始したびん・ペットボトルの拠点回収体制を活用し、市の直営により収集・運搬・保管を行う。

ただし、子供会や町内会などによる集団回収、スーパーなどでの店頭回収による分別・資源化が既に定着している品目については、引き続きこれらの収集体制を活用して分別収集を実施することとする。

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集した容器包装廃棄物は、原則として本市のリサイクルプラザに保管する。ただし、集団回収・店頭回収のルートを活用して分別収集を行う品目については、実務上の利便性などから総合的に判断し、民間業者のストックヤードを保管施設としている。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 集団回収の促進

本市では、集団回収を、資源ごみリサイクルの手段としてだけでなく、市民に対するリサイクル意識啓発の面でも重要な活動として位置づけており、広報等によりその促進を図っている。

また、回収団体に対して資源ごみ回収量に応じた報奨金（新聞・雑誌・ダンボール・雑がみ・古布類・スチール缶・アルミ缶の7種につき1kgあたり5円）を設け、活動の活性化を図っている。

そこで、容器包装廃棄物のうちスチール缶・アルミ缶・ダンボール・その他の紙製容器包装については、従前通りこの既存の回収ルートの活用によってリサイクルの促進を図る。また、紙パック・発泡スチロールトレイのリサイクルについても、このルートが活用できないかどうかを改めて検討する。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	3t		3t		3t		3t		3t	
主としてアルミ製の容器	9t		9t		9t		9t		9t	
無色のガラス製容器	(合計) 172t		(合計) 172t		(合計) 172t		(合計) 172t		(合計) 172t	
	(引渡) 172t	(独自) 0t	(引渡) 172t	(独自) 0t	(引渡) 172t	(独自) 0t	(引渡) 172t	(独自) 0t	(引渡) 172t	(独自) 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 232t		(合計) 232t		(合計) 232t		(合計) 232t		(合計) 232t	
	(引渡) 232t	(独自) 0t	(引渡) 232t	(独自) 0t	(引渡) 232t	(独自) 0t	(引渡) 232t	(独自) 0t	(引渡) 232t	(独自) 0t
その他のガラス製容器	(合計) 111t		(合計) 111t		(合計) 111t		(合計) 111t		(合計) 111t	
	(引渡) 111t	(独自) 0t	(引渡) 111t	(独自) 0t	(引渡) 111t	(独自) 0t	(引渡) 111t	(独自) 0t	(引渡) 111t	(独自) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	101t		100t		100t		100t		99t	
主として段ボール製の容器	40t		40t		40t		41t		43t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 554t		(合計) 552t		(合計) 550t		(合計) 548t		(合計) 547t	
	(引渡) 0t	(独自) 554t	(引渡) 0t	(独自) 552t	(引渡) 0t	(独自) 550t	(引渡) 0t	(独自) 548t	(引渡) 0t	(独自) 547t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料またはしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 111t		(合計) 112t		(合計) 111t		(合計) 111t		(合計) 110t	
	(引渡) 76t	(独自) 35t	(引渡) 76t	(独自) 36t	(引渡) 76t	(独自) 35t	(引渡) 76t	(独自) 35t	(引渡) 76t	(独自) 34t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1,050t		(合計) 1,058t		(合計) 1,052t		(合計) 1,048t		(合計) 1,004t	
	(引渡) 822t	(独自) 228t	(引渡) 823t	(独自) 235t	(引渡) 824t	(独自) 228t	(引渡) 827t	(独自) 221t	(引渡) 830t	(独自) 214t
(うち白トレイ)	(合計) 44t		(合計) 43t		(合計) 43t		(合計) 43t		(合計) 43t	
	(引渡) 44t	(独自) 0t	(引渡) 43t	(独自) 0t	(引渡) 43t	(独自) 0t	(引渡) 43t	(独自) 0t	(引渡) 43t	(独自) 0t